

## 長野県告示第538号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

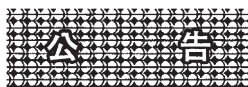
関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称  
信濃川水系 一級河川 浅川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成24年7月19日
- 3 廃川敷地等の位置  
長野市吉田3丁目1100番1地先から長野市吉田3丁目1101番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 203.60平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
平成24年度長野県防災行政無線設備保守点検業務
  - (2) 役務の特質  
仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成25年2月28日まで
  - (4) 履行場所  
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁ほか
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされた者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の規定による登録点検事業者であること。
  - (6) 過去2年間に国又は地方公共団体から種類を同じくする業務を受注し、誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (7) 県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
  - (8) 第一級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の資格を有する技術者を配置できる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県危機管理部消防課  
電話 026(235)7183
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成24年7月31日(火) 午前10時  
イ 場所 長野県庁西庁舎 災害対策本部室
    - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年7月26日(木)午後3時まで以上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消 防 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度長野県震度情報ネットワークシステム等保守点検業務

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年 2月28日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692- 2 長野県庁ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされた者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年間に国又は地方公共団体から種類を同じくする業務を受注し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692- 2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年 7月31日(火) 午前10時15分

イ 場所 長野県庁西庁舎 災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年 7月26日(木)午後3時まで以上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消 防 課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成24年 7月 9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジョイフル

3 代表者の氏名

横 山 久 美

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門七番町5番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校及びひきこもり等の青少年や成人と、その家族及び周辺の人々を援助するため、支援活動・相談活動・文化活動に関する事業を行い、もって青少年及び成人の健全育成・地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信州そまびとクラブ
- 3 代表者の氏名  
工藤 孝一
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市大字根岸294番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の個人及び団体等に対し、森林内での活動（林業、環境教育等）に関する事業を行い、環境保全、林業界の活性化、心身共に豊かな生活を送ることのできる社会の構築に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人IT初心者支援ネット松本
- 3 代表者の氏名  
酒井 和彦
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市出川町18番2-701号 グランシティ南松本
- 5 定款に記載された目的

この法人は、豊富な経験を有する会員相互の協力により、地域住民のパソコン含むIT機器の知識・技能の向上を図り、地域住民の生活の利便性の向上に関する事業を行い、もって地域の福祉、

社会教育、及び市民生活において市民がパソコンを含むIT機器の利便性を享受できるまちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障害者支援きらっと
- 3 代表者の氏名  
山口 弘治
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市篠ノ井二ッ柳1946番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者と高齢者、そしてその人達に係わる人達及び地域の人達に対して、スポーツ活動、余暇活動、文化活動、講習会、移動支援、就労支援等を実施し、共に生きるための人間性や思いやりの心を育む福祉環境の充実・向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人伊那芸術文化協会
- 3 代表者の氏名  
松山 光
- 4 主たる事務所の所在地  
伊那市荒井3500番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の芸術文化活動に対して地域文化の向上、郷土文化の創造、審美眼・批判力の育成、文化フォーラムの事業を行うことにより、豊かで充実した芸術文化の社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

社会人経験者を対象とする平成24年度長野県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成24年 7月19日

長野県知事 阿部 守一  
 長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 選考の対象となる職

長野県の諸機関に勤務する主事、技師の職

2 選考区分、採用予定人員及び職務内容

選考区分	採用予定人員	職務内容
行政	10名程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務等
電気	若干名	技術専門校における職業訓練指導等
機械	〃	技術専門校における職業訓練指導等
化学	〃	環境保全に関する企画・監視・調査研究等
農業	〃	農業の振興、農業経営の指導援助、農業生産技術の普及指導等
総合土木	5名程度	道路・河川・都市計画・土地改良事業等に関する企画・設計・施工管理等
建築 A	若干名	県営住宅等県立施設の設計・施工管理、建築指導等
建築 B	〃	技術専門校における職業訓練指導等
林業	〃	林業の振興、林業に関する知識・技術の普及指導、治山事業等に関する企画・設計・施工管理等

3 受験資格

(1) 生年月日

昭和28年4月2日以降に生まれた者

(2) 職務経験年数及び資格・免許等

選考区分	職務経験年数、資格・免許及び学歴
行政	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における職務経験を12年以上有する者
電気	電気工事士の職業訓練指導員免許又は第一種電気工事士若しくは第二種電気工事士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における電気工事関係の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における電気工事関係の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における電気工事関係の職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における電気工事関係の職務経験を12年以上有する者

機 械	<p>一級自動車整備士又は二級自動車整備士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における自動車整備関係の職務経験を5年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における自動車整備関係の職務経験を7年以上有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における自動車整備関係の職務経験を9年以上有する者</p> <p>(4) 民間企業等における自動車整備関係の職務経験を12年以上有する者</p>
化 学	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 民間企業等における化学関係の職務経験を5年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（化学系の学科）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）した者</p>
農 業	<p>普及指導員の任用資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を5年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を7年以上有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を9年以上有する者</p> <p>(4) 民間企業等における農業関係の企画立案、指導等の職務経験を12年以上有する者</p>
総 合 土 木	<p>一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門に限る。）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を5年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を7年以上有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を9年以上有する者</p> <p>(4) 民間企業等における土木関係の設計、施工管理等の職務経験を12年以上有する者</p>
建 築 A	<p>一級建築士の免許を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を5年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を7年以上有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を9年以上有する者</p> <p>(4) 民間企業等における建築関係の設計、施工管理等の職務経験を12年以上有する者</p>
建 築 B	<p>建築科の職業訓練指導員免許又は一級建築大工技能士の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の職務経験を5年以上有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の職務経験を7年以上有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における建築関係の職務経験を9年以上有する者</p> <p>(4) 民間企業等における建築関係の職務経験を12年以上有する者</p>

林業	林業普及指導員の任用資格又は一級土木施工管理技士若しくは技術士（森林部門に限る。）の資格を有する者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法による大学を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を5年以上有する者 (2) 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を7年以上有する者 (3) 学校教育法による高等学校を卒業（これと同等の資格があると人事委員会が認める場合を含む。）後、民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を9年以上有する者 (4) 民間企業等における林業関係の企画立案、指導等の職務経験を12年以上有する者
----	---

- (注) 1 「民間企業等における職務経験」とは、一の会社、公益法人若しくはNPOその他の団体（国及び地方公共団体を含みます。）の従業員、自営業者又は青年海外協力隊員（これらに相当するものとして人事委員会が認めるものを含みます。）として、1年以上の期間（週30時間以上従事した期間のみ該当します。）継続して就業等をしていたことをいいます。
- 2 職務経験が複数ある場合には、その期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務経験を有する場合は、当該期間内の職務経験はいずれか一のものに限りその期間を通算することができます。
- 3 職務経験年数、資格、免許及び学歴は平成24年7月31日現在において有している必要があります。

(3) この選考を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 現に長野県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）である者
- ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 考査の日時及び会場

考査	日時	会場
第1次考査	平成24年9月16日（日） 午前9時40分	次のうち受験者の希望するいずれかの会場 (1) 長野会場 長野県短期大学（長野市三輪8-49-7） (2) 松本会場 長野県松本合同庁舎（松本市大字島立1020）
第2次考査	(第1回) 平成24年10月21日（日） (第2回) 平成24年11月中旬 日時は第1次考査合格者に 文書で通知します。	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2）

5 考査の方法、配点及び基準

(1) 考査の方法

考査等の方法		内 容
第1次考査	教養考査	公務員として必要な大学卒業程度の一般的な知識及び知能についての選択解答制による択一式筆記考査
第2次考査	論文考査	一般的事項についての論文考査
	口述考査	個別面接による考査
	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
資格調査		受験資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査

(注) 教養考査は出題数50題、出題分野は次のとおりです。

知識分野－社会科学 人文科学 自然科学

知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

(2) 配点及び基準

各考査・検査の配点及び合格に必要な基準は、次のとおりです。一つでも基準を満たさない場合は、合計点にかかわらず不合格となります。

考 査		配 点	基 準
第1次考査	教養考査	400点	正答率4割(160点)。ただし、平均正答率が4割に満たない選考区分にあっては、正答率が当該選考区分の当該平均正答率
第2次考査	論文考査	250点	100点
	口述考査	750点	375点
	適性検査		
	合 計	1,000点	

## 6 合格者の発表及び結果の通知

考 査	合格者の発表	考 査 結 果 の 通 知
第1次考査	10月上旬	合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。
第2次考査	11月下旬(予定)	合格者の受験番号を掲示するほか、第2次考査の受験者には文書で通知します。

(注) 合格者の受験番号の掲示は、次のところで行います。

長野県庁

長野県の地方事務所(長野地方事務所を除く。)

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp>

## 7 合格から採用まで

- (1) 第2次考査及び資格調査の結果に基づいて、選考区分ごとに最終合格者を決定します。
- (2) 最終合格発表後、職歴証明書、卒業証明書、免許等取得証明書等を提出していただきます。なお、必要な職務経験、資格・免許及び学歴を欠いていることが明らかになった場合は採用されません。
- (3) 最終合格発表後に行う意向確認のための面接等の結果に基づき最終的に採用者を決定します。  
意向確認の際に、健康診断書(様式指定・医療機関で受検)を提出していただきます。検査の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があったり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。
- (4) 採用は、原則として平成25年4月1日の予定です。

## 8 勤務条件

## (1) 給与

主事又は技師として採用し、初任給は経歴等に応じて決定します。

なお、採用時の年齢が27歳又は37歳の初任給の例は、次のとおりです。(地域手当を含む。)

採用時の年齢	職務経験年数	初任給
27歳	大学卒業後5年	20万円程度
37歳	大学卒業後15年	25万円程度

- (注) 1 初任給は、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は、31万円程度となります。  
2 このほか、通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等が条件に応じて支給されます。

## (2) 勤務時間等

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時までの1時間)の1日7時間45分です。  
休日は、土日、祝日及び12月29日から1月3日までの日です。

## (3) 休暇・休業

年次休暇(年間20日。採用年は15日)、特別休暇(夏季、結婚等)、療養休暇、介護休暇、育児休業等の制度があります。

## (4) その他

詳細及び上記以外の勤務条件については、条例で定められています。

## 9 受験手続

持参、郵送等又はインターネットのうち、いずれか一つの方法で申し込んでください。

## (1) 持参又は郵送等による申込みの場合

## ア 受験申込書の交付

- (7) 受験申込書は、次のところで交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp>)からダウンロードすることもできます。

長野県総務部人事課  
 長野県人事委員会事務局  
 長野県の地方事務所  
 長野県東京事務所  
 長野県名古屋事務所  
 長野県大阪事務所

(4) 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者選考請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の角型2号(240ミリメートル×332ミリメートル)の返信用封筒を同封して、長野県総務部人事課(〒380-8570:県庁専用郵便番号 所在地:長野市大字南長野字幅下692-2)まで送付してください。

イ 申込方法

(7) 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県総務部人事課に提出してください。ただし、申込みは一つの選考区分に限るものとし、受付後の選考区分の変更は認めません。

(4) 受験票の裏面に郵便はがきを必ず貼り、宛先を明記してください。

(9) 郵送等による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

ウ 受付期間及び受付時間

(7) 持参による申込みの場合

受付期間は平成24年8月22日(水)から8月24日(金)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。

(4) 郵送等による申込みの場合

受付期間は、平成24年8月6日(月)から8月21日(火)までです。

ただし、消印等により8月21日(火)までに差し出したことが分かるもの又は8月24日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

エ 受験票の交付

平成24年9月5日(水)に発送する予定です。第1次考査当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

(2) インターネットによる申込みの場合

ア 申込方法

(7) インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp>)に「インターネットによる受験申込みの方法」を掲載するので、よく読んで手続を行ってください。

なお、パソコンの動作環境により利用できない場合があります。また、受験票の印刷(A4判)のためプリンターが必要となります。

使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(4) 手続の概要

- a 「ながの電子申請サービス」へ申請者情報登録を行い、ID等の発行を受けてください。
- b 「ながの電子申請サービス」へログインし、必要事項を入力し、受験申込みを行ってください。
- c ウの受験票を交付する旨の電子メールを受信したら、受験票をダウンロードし、印刷してください。

イ 受付期間等

受付期間は、平成24年8月6日(月)0時から8月21日(火)24時までです。受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検等によりシステムが停止することがあるので、注意してください。

ウ 受験票の交付

平成24年9月5日(水)に受験票を交付する旨の電子メールを送信する予定です。受信後にダウンロードし、印刷してください。受験票には、第1次考査当日までに写真を貼っておいてください。写真がないと受験できませんので、注意してください。

10 選考結果の開示について

この選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次考査	教養考査の点数及びその順位	受験者
第2次考査等	1 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 論文考査及び口述考査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位(不合格者を含む) 2 資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次考査受験者



## (2) 開示する期間

第1次審査合格者については最終合格発表日から1年間、第1次審査不合格者については第1次審査合格発表日から1年間

## (3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

## 11 問い合わせ先

この選考について不明な事項は、長野県総務部人事課（電話 026-235-7032）又は長野県人事委員会事務局（電話 026-235-7465）へ問い合わせてください。

## 12 その他

この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

人 事 課  
人事委員会事務局

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成24年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認 証 年 月 日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成21年から平成22年まで	上田市真田町長の一部	平成24年7月19日
白馬村	地籍簿及び地籍図	平成20年から平成21年まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成24年7月19日
木島平村	地籍簿及び地籍図	平成20年から平成22年まで	下高井郡木島平村大字穂高、大字往郷の各一部	平成24年7月19日

農地整備課

## 公告

県営牛鹿宇山地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 縦覧に供する書類

県営牛鹿宇山地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成24年7月20日から平成24年8月16日まで

## 3 縦覧の場所

東御市役所、北佐久郡立科町役場

農地整備課

## 公告

長野県烏川溪谷緑地の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成24年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 施設の概要等

## (1) 名称

長野県烏川溪谷緑地

## (2) 所在地

安曇野市堀金烏川及び穂高牧

## (3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、貴重な自然環境の保護・保全に配慮し、一般住民に自然とのふれあい、自然体験・学習、レクリエーション、文化活動などの場を提供する。

## (4) 施設の概要

ア 面積 49.67 ha

イ 長野県烏川溪谷緑地にある施設

環境管理棟、トイレ、駐車場、園路等（長野県烏川溪谷緑地指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

## 2 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県烏川溪谷緑地管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 長野県烏川溪谷緑地（備品等を含む。）の維持管理及び利用に関する業務

(2) 「烏川溪谷緑地市民会議」の開催及び活動等に関する業務

(3) 上記業務に附帯する業務

## 4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体